

難波宮の系譜

岸 俊 男

一 中國都城の二形式

中國の都城の構造について『周禮』の考工記匠人條には、

匠人營國、方九里、旁三門、國中九經九緯、經涂九軌、左祖右社、面朝後市、市朝一夫、

とある。工匠が國、すなわち都城を造營する場合には、九里四方の方形で、その一邊に三つずつの門を開く。ここにいう「國」の字は「□」と「或」の合字で、「□」そのものもクニの四方の境界を意味するが、「或」の字もさらに分解すれば、「戈」と「口」と「一」の合字で、四方の境界を戈、つまり武器をもつて守り、それに土地を表わす「一」を加えてクニの意を示したものであるという。⁽¹⁾つまり「國」の字そのものが中に王宮を有する城壁で囲まれた方形の都城を意味するのである。そしてその國、すなわち都城の中には縦横に九本の道が通じている。九本の道とは東西・南北相對する門を結ぶ大道で、それぞれが車道を中央とし、左右が人道の三道となつていたので、九經九緯になるといふ。そして經涂、すなわち縦の道は車のわだち(軌)の九倍の幅がある。轍の幅を八尺(漢尺)とみると、道幅は七二尺(約一六・五m)となる。つぎに中央に位置する宮室の左、つまり東方には祖先の靈を祀る祖廟(太廟)を置き、同じく右、西方には土地の神(社)と穀物の神(稷)を祭る社稷壇を設ける。それが左祖右社で、また宮室の前、南には政治を執る朝廷・朝堂があり、後方、つまり北には市場を置く。すなわち面朝後市で、その朝と市の廣さはそ

れぞれ一夫、すなわち一〇〇步平方とする。市朝一夫とはそういう意味であるという。

以上のような考工記の記述は、いわば中國の都城の理想型を理念的に述べたもので、すべての都城がそのとおりに設計されたものではない。また『周禮』の成立年代についても諸説があるが、戰國時代の魯の王城曲阜や趙の王城邯鄲などは版築の土壁を繞らした方形の内部、ほぼその中央に宮室の遺跡と認められる土壇を遺していて、『周禮』型の都城がすでに築造されていたという。また漢代の長安・洛陽兩城も同じ原則に従つたものと考えられており、漢・魏の都城を繼承した西晋の洛陽城もまたしたがって『周禮』型であつた。⁽²⁾

このように宮室を原則として都城の中央に置く形式に對して、隋の大興城、およびそれをそのまま繼承した唐の長安城は、宮城が都城の中央北に寄せて造られていて、宮城の北限は都城の北の城壁と一致している。また宮城の南には官衙地區の皇城が設けられている。日本の平城京や平安京は實はこの隋・唐の長安城型——正しくは隋大興城——唐長安城型——に屬するが、中國でも隋・唐の長安城以前に北魏の洛陽城や東魏の鄴都南城（河北省磁縣）がすでにこの形式であつたことを指摘し、さきの『周禮』考工記匠人條に詳しい考察を加えながら、中國の主要な都城が以上の二つの形式のいずれに屬するかをはじめて詳細に論じたのは那波利貞氏であつた。⁽³⁾

「支那首都計畫史上より考察したる唐の長安城」という題名が示すように、その中心的課題は、どうして傳統的な『周禮』型の都城に對して、隋・唐の長安城のように宮城・皇城を都城の中央北寄りに置く新しい形式が生まれたかという疑問を解くことであつたが、那波氏はこの疑問に對してつぎのような見解を提示された。それは、隋の大興城の建設に主として當たつたのは左僕射の高顗はじめ、宇文愷・劉龍・賀樓子幹・尙龍義らであるが、そのうち高顗・宇文愷・賀樓子幹の三人は北方胡族系の出身であり、大興城以前にすでに同じ形式の都城を洛陽城・鄴都南城において採用した北魏・東魏もやはり胡族系の北朝に屬する。こうした點から、長安城型の新しい形式の都城は、中國の傳統を批判的に攝取し、實際生活に即應させようとした北朝胡族識者の卓絶した識見によつて生まれたもので、隋の大興城造營の場合も、いたずらに傳統を墨守せず、眞面目で實行性に富む宇文

愷ら胡族出身者の果敢な企畫によつて實現したものであらうというのである。

これに對して別の説がある。唐の長安城の宮城を太極宮といい、その中心となる殿堂は太極殿というが、太極殿の稱呼については『水經注』穀水條(卷十六)に「魏明帝上法太極於洛陽南宮、起太極殿於漢崇德殿之故處」とあり、すでに魏の明帝のとき、洛陽城南宮の漢の崇德殿のあとに太極に則つて太極殿を建てたとみえ、同じく灋水條(卷十三)には「魏天興二年遷都於此、太和十六年破太華安昌諸殿、造太極殿東西堂及朝堂」と、北魏の都平城にも太極殿のあつたことが記されている。ところで太極とは太一ともいい、天地萬物の根元を意味し、宇宙の本體であることから、天を支配する神で、占星思想にいう紫微宮の中心に常居する星とも考えられた。このように太極は萬物の根元、天空の中心と意識され、それを地上に實現しようとしたのが帝王の正殿としての太極殿であつた。ところがその太極は、はじめはそうでなかつたが、しだいに北辰||北極星と結びついて考えられるようになり、したがつて太極殿を中心とする宮室そのものも、都城の中央北詰に位置するようになってきた、というのが長安城型の由來を説明する駒井和愛氏の見解であつた。⁽⁴⁾

いま一つの主要な説は森鹿三氏の考えである。隋・唐の長安城は龍首原に北魏の洛陽城を祖型としてまづたく新しく設定されたものであるが、その北魏の洛陽城は漢・魏・晋の洛陽城を内城とし、その内城を外に擴張して外郭を造營した。その際地形的制約のため、從來の傳統的な都城とは違つて宮城を北中央に寄せた型ができ、それをモデルとしたので、隋・唐の長安城のような新しい形式が出現したというのである。すなわち、漢・魏・晋から繼承された當初の北魏洛陽城は「九六城」と俗稱されたように、東西約六里、南北約九里の縦長の都城であつたが、遷都後間もなくそれを内城とし、擴張して外郭を作つたとき、北は邙山が迫つてゐるため内城北壁より北へ一里程度、南は洛水が流れてゐるためこれも内城南壁より南へ約五里ほどしか擴張できなかった。これに對して東西はそうした地形的制約がなかつたので、東西壁よりそれぞれ七里ずつ東と西に擴張した。こうしてできあがつた洛陽城外郭は南北約一五里、東西約二〇里で、内城とは反對に横長で、宮城が中央北寄りにある新形式の都城となつた。隋の大興城、ひいてそれを繼承した唐の長安城はこの外郭城を祖型としたというのである。⁽⁵⁾

北魏洛陽城の宮城正門たる閭闔門から内城南壁に開く宣陽門に向かつては、銅駝街とよぶ御道がまっすぐに通じていて、その東には北から左衛府・司徒府・國子學・宗正寺・太廟・護軍府、また西には同じく右衛府・太尉府・將作曹・九級府・太社などと主要な官署と宗廟・社稷が並んでいる。隋・唐の長安城の皇城はこれらを承天門街を中心に整理配置して、その専用地區としたもので、宮城と合わせて東西約五里、南北約六里の縦長の形が「九六城」といわれた北魏洛陽城の内城に近いのはそのためであらう。

二 平城京と長安城

以上中國の都城には、『周禮』考工記に記すような正統的な形式と、隋・唐の長安城にみるような傳統的でない形式の二つの形式のあることを述べたが、後者の形式は長安城以前の東魏の鄴城(南城)にもみられるというし、また長安城以後では渤海の上京龍泉府(黒龍江省東京城)や東京龍原府(吉林省半拉城)などと周邊にも波及して行つたが、日本の平城京や平安京、また長岡京は宮を京の中央北に置くという點で、まさに長安城型であつた。また隋・唐の洛陽城は、北魏の洛陽城とは別にその西方に新しく設定され、東都あるいは神都とよばれたが、それは宮城・皇城が都城の西北隅を占め、洛水によつて北の洛陽縣、南の河南縣と南北に二分されていて、長安城とは趣きを異にする。しかしこれも最初は長安城と同じ設計であつたが、西部がしばしば洛水の洪水にみまわれたため、やむをえず西半部を除いて、その分だけを東方に擴張したのであって、本來は長安城と同じ形式であつたと考えられている。⁽⁷⁾

ところで日本の平安京がこれら隋・唐の長安・洛陽兩城を意識して作られたものであることは、平安京の坊名のほとんどが教業坊・豐財坊などと洛陽・長安の坊名をそのまま踏襲し、『拾芥抄』・『帝王編年記』などには左京を洛陽城、右京を長安城と號したとみえることから明らかである。⁽⁸⁾ もつとも平安京の場合は、たとえば弘仁九年四月に殿閣・諸門の名稱をすべて中國風な稱號に改めて題額を掲げ、⁽⁹⁾ このときから内裏の紫宸殿・清涼殿・仁壽殿・建禮門をはじめ、朝堂院の昌福堂・含章堂など、また宮

城十二門の待賢門・藻壁門など、多く中國風の稱號が現われるので、平安京になつて改めてそうした長安・洛陽兩城に對する意識が強く喚び起こされたのかも知れない。

では平城京はどうであつたろうか。平城京が唐の長安城を模したものであるという説は、いつからかいわば通説のごとくなつてゐるが、その通説の當否についてはのちに述べることにして、平城京はその規模からいえば、面積は長安城の $\frac{1}{4}$ — $\frac{1}{5}$ 、人口も二〇萬に對して一〇〇萬とほぼ同じ比率を示している。もつとも長安城は太極殿を中心とする宮城Ⅱ太極宮に對して、その東北の高地に貞觀八年（六三六・舒明八）避暑のための離宮として大明宮が營まれるが、太極宮の地が低濕であることから、中風を病む高宗がそこを常居としてからは、以後も大明宮が専用され、日本の遣唐使も大明宮（蓬萊宮）含元殿で皇帝に謁している。したがつて日本の宮室の構造を考える場合には、大明宮の影響をとくに考慮する必要がある、平安宮の紫宸殿・綾綺殿・承香殿・龍尾道などの名稱はその例である。いま平安宮の殿堂・諸門の名稱で太極宮・大明宮・洛陽宮に同名のみえるものを抽出する
とつぎのようである。

太極宮

淑景殿・長樂門・永安門・日華門・

月華門・宜秋門

太極殿・長樂門

武德殿・朱雀門

大明宮

紫宸殿・綾綺殿・承香殿

日華門・月華門・龍尾道・延政

門

宣政門・昭慶門・含耀門

洛陽宮

仁壽殿・貞觀殿・翔鳳樓・棲鳳樓

・長樂門

應天門・會昌門・長樂門・宣政門

ここに長安城の太極宮・大明宮とともに、やはり洛陽城洛陽宮の影響が強く認められることは注意しておかねばならない。なお長安城内にはその東部にいま一つ玄宗の造營した興慶宮があり、太極宮・大明宮・興慶宮の三つをそれぞれ西内・東内・南内とよんだ。

ところで平城京でも、宮の東に張り出して作られた東院を東内と稱しているのは長安城を意識したと考えられるが、平城京に

おいてとくに長安城と相似する點で、新しく想起された事實をつぎに掲げてみよう。

私たちはさきに明治初年の地籍圖を利用して遺存地割による平城京の具體的復原を試みた¹⁰³。その結果知られた一つの顯著な事實は、朱雀大路をはさむ東西の一坊、つまり平城宮の南正面、朱雀門から羅城門に至る間の地域において、條坊制の街區の痕跡がとくに明瞭に現在も残っているということである。大路はもとより小路までもその道路敷がはつきりと地割として遺存しているのである。なぜそうなのか。この問題に對して想起されるのは、長安城の宮城・皇城から南、都城の南壁に至る間の各坊だけは、坊の形も他とやや違い、しかも各坊は東西に門を開いて横に小路を通ずるのみで、他の坊がすべて坊の四周に各一門を開いて十字路を通じているのと異なり、いわば特別區を構成していることである。

ところで平城京の場合は藤原京の一坊(一四町)を四倍して一六町(坪)を一坊としており、縦横二本ずつの小路を通じている。

この點はすべての坊に原則として共通であつたらしく、長安城のように宮城・皇城前面だけは横街だけというような區別はない。また、『令集解』宮衛令分街條に引く「古記」には、「古記云、夜鼓聲絶、謂坊門皆鼓可_レ有未_レ行耳、漢法用每_レ鋪有_レ鼓也」とあつて、平城京にも坊門があつたらしい。しかし長安城のように各坊の四面に坊門を開くということはおそらくなく、平安京の事例から類推すれば、やはり朱雀大路に面する各坊の西、および東の中央、すなわち條間小路にだけ坊門があつたのでなからうか。

周知のように戸令置坊長條には「凡京每_レ坊置_レ長一人、四坊置_レ令一人、掌_レ檢_レ按_レ戸口、督_レ察_レ奸非、催_レ賦_レ徭_レ」とあつて、四坊ごとに坊令を置いたが、それが左右京の各條ごとの四坊であつたことは、平安京の坊名が各條四坊ごとに前述のような固有名をつけられていること、また坊令をのちに條令とも稱したことなどによつて知られる。このような事實も坊門を各條間小路の朱雀大路に面する一門に限定して考える一つの根據であるが、平安京の坊門に關しては他にもそう推定する史料がある。まず『掌中歷』は左京坊門として教業・永昌・宣風・淳風・安衆・崇仁・陶化、右京坊門として豐財・永寧・宣義・光德・毓財・延嘉・開運を掲げているが、これは左右京の三條―九條の各條間小路だけを限つてそれぞれ何條坊門小路とよんでいることとも照應する¹⁰⁴。平安京坊門についての初出史料は『類聚國史』(卷百七)延暦十六年八月丁卯條の「地震暴風、左右京坊門及百姓屋舍倒仆者多」である。

うが、『類聚三代格』卷十六に收めるつぎの貞觀四年三月八日付太政官符は、坊門と朱雀大路の關係をよく示している。

應_レ每_二坊門_一置_二兵士十二人_一令_レ守_二朱雀道_一并夜行兵衛巡_二檢兵士直否_一事

右得_二左京職_一解、朱雀者兩京之通道也、左右帶_二垣_一、人居相隔、東西分_二坊_一、門衛无_レ置、因_レ玆晝爲_二馬牛之闐闐_一、夜爲_二盜賊之淵府_一、望_二請_一、每_二坊門_一置_二兵士十二人_一、上下分番互加_二掌護_一、即便令_二夜行之兵衛每夜巡_一檢兵士之直否、然則柳樹之條自无_二摧折_一、行道之人方免_二侵奪_一者、右大臣宣、依_レ請、右京職准_二此_一、

すなわち坊門ごとに兵士十二人を置いて朱雀大路の治安警護に當たらせ、夜廻りの兵衛にその兵士たちの勤務狀況を巡檢させようといふのであるから、坊門が朱雀大路に面するものであつたことは明らかであり、さらに『三代實錄』貞觀十六年八月廿四日條の「朱雀大路・豐財坊門倒覆、抱關兵士并妻子四人壓死」といふ記事は、右のことをよく傍證している。豐財坊門といへば右京三條の坊門で、朱雀門にもつとも近い坊門であるが、『延喜式』(左衛門府)の大儀(元日・即位・受蕃國使表)の次第を記したなかに「又尉率_二志以下_一隊_二於朱雀門外_一、隊幡_二二旒小幡卅八旒_一、志一人率_二門部五人居_二門下_一、開門畢還_二本陣_一、自_二朱雀門外_一至于_二第一坊門_一傍路、衛士隊_二之_一」とあり、この第一坊門とは右の豐財坊門と、これに對する左京教業坊門をいふのである。以上によつて平安京、ひいてまた平城京においては、坊門は長安城の場合のごとく各坊の四面、あるいは東西二面にそれぞれ開くといふのではなく、三條―九條の各條間小路が朱雀大路に通ずる場所にのみ設けられたらしいことをほぼ確かめえたと思う。

ところで『衛禁律』越垣及城條には、

凡越_二兵庫垣及筑紫城_一徒一年 陸奥越後出羽等柵亦同、曹司垣杖一百 大宰府垣亦同、國垣杖九十、郡垣杖七十、坊市垣笞五十皆謂、有_二門禁者_一、若從_二溝瀆內_一入出者、與_二越罪_一同、越而未_レ過減_二一等_一、餘條未_レ過准_二此_一、(下略)

とあつて、これは唐律の

諸越_二州鎮戍城及武庫垣_一徒一年、縣城杖九十 皆謂、有_二門禁者_一、越_二官府廨垣及坊市垣籬_一者杖七十、侵壞者亦如_レ之從_二溝瀆內_一出入者與_二越罪_一同、越而未_レ過減_二一等_一、餘條未_レ過准_二之_一、

を繼承したものであることは明らかであるが、筑紫城や陸奥・越後・出羽などの柵、あるいは大宰府垣というように、具體的に述べていることは、日本の都城の坊にも兵庫・曹司・國衙・郡衙・東西市と同じように、原則として各坊の四周に坊垣がめぐらされていたことを示している。そして右の『衛禁律』條文にもみえるように、律は城・柵(柵籬)・垣(垣墻)の區別をしているが、平安京では坊城とよぶものがあり、その修理を擔當したらしい修理左右坊城使なるものが存し、右の停廢・復置に関する記録がかなりみられる。その坊城とはいちおう坊垣を意味するが、それは京中のすべての坊の四周の坊垣を指すのではなかつたらしい。なぜならば、まず『延喜式』(彈正台)には、

凡三位以上聽_レ建_二門屋於大路_一、四位參議准_レ此、其聽_レ建之人、雖_二身薨卒_一、子孫居住之間亦聽、自餘除_レ非_二門屋_一不在_二制限_一、其坊城垣不_レ聽_レ開、

とあり、三位以上と四位の參議、およびその死後も子孫は大路に面して門屋を建てることを許しているが、その例外事項として坊城の垣にだけは門屋を開くことを禁じている。もしすべての坊の坊垣がすなわち坊城垣であるとすれば、各坊の四周はすべて大路で圍まれているから、實質上大路に門屋を開くことが不可能となる。それではこの條文の意義がなくなるから、坊城とは特定の地域の坊の坊垣であると考えられる。

そう推測すると、平安京には坊城小路と名づけられる南北に通ずる小路があるが、その名稱は朱雀大路と左京一坊坊間大路(壬生大路)との間の小路と、同じく朱雀大路と右京一坊坊間大路(皇嘉門大路)との間の小路に限られていることが注目される。また『平安遺文』に載せる嘉保二年正月十日付大江公仲處分狀案には「一、坊城地壹町在左京四條一坊二町」とある。この二史料から、坊城の地とはおそらく朱雀大路の兩側の左右京各一坊の朱雀大路に沿う半分をさし、それをとりまく築垣を坊城垣、または坊城といつたのであろう。それは都城の中心街である朱雀大路に面する地區だけは、政府の手で特別に坊垣を整備し、景觀を保つておく必要があつたからであらう。そしてそれはまたおのずから坊内の街區の整備にも及んだと考えられる。以上は平安京の場合であるが、平城京でも事情は同じであつたらう。しかも平城京は平安京の前段階の都城であるから、その坊城の地は左

右京一坊の全域、つまり坊の半分でなく、一坊全部であつたと解するならば、前述のように平城宮前面の街区だけが、とくに顯著に現在も地割を遺しているという疑問は解けるのでなからうか。隋・唐以前の都城に特別區設定のことがないならば、同時にこの事實をもつて平城京が唐の長安城を模した一つの事例とすることができよう。

(2) つぎに長安城の東南隅には黃渠の水を引いた曲江池と芙蓉園があり、その部分が外郭城から南に突出していることが明らかにされているが、平城京でもその東南隅の同じような關係位置に現在五徳池と稱するかなり大きな池が存在する。しかも遺存地割の調査によると、かつては五徳池の北に接する字池ノ内の部分をも含んでいたらしい。また平城京當時は能登川と合流した岩井川は京内に入らず、東京極外を南流するように流路を變えられていたようであるから、この池はその川の水を取り入れて造られたものらしい。また池のすぐ西、字京道のところを中ッ道が通つて京内に入つていたが、この池はおそらく『日本靈異記』(下)――(一)の説話にみるえ諾樂京の越田池であつたのだらう。⁽²¹⁾ 曲江池のように景勝遊覽の地として『萬葉集』など當時の記録にみえることはないが、曲江池を模して平城京造營當時から設定されたものである可能性がある。

(3) さらに『續日本紀』神護景雲元年二月丁亥條には「幸大學釋奠」とある。ここで天皇が大學寮に赴くことに「幸」の字を用いていることが注目される。『續日本紀』の記事を整理すると、原則として宮内での移動には「御」の字が使われているからである。宮との位置關係から問題となる「幸」の用例として、他に皇后宮・松林・大藏省・東院があるが、後の三者については「御」も並用している。松林・松林宮・北松林は平城宮の北にあつたらしく、松林倉稟ともみえるから、⁽²²⁾ 大藏省とその倉庫もその地域に設けられたのであろう。平安京で宮を北に半條分擴大し、そこに大藏や大藏廳が位置せしめられているのは、平城宮のこの配置を繼承したものと考えられる。とすれば、松林や大藏省はときに宮内とも、また宮外とも意識されたため、「御」「幸」の兩字が混用されているのであろう。同じことは東院についてもいえるわけで、方形の宮域から東に張り出した東院はいちおう宮外ともみなしうるからである。しかし皇后宮、つまり東院のさらに東で、のちに法華寺となる皇后宮の場合は明らかに宮外として「幸」と記されたのであろう。

『續日本紀』による以上のような「幸」の用例の検討からすれば、大學寮も宮外にあつた可能性が多いのであるが、それを例證するがごとく、平安京では平安宮朱雀門のすぐ東南、美福門前の左京三條一坊七・八町に大學寮が置かれていた。もしこの平安京の大學寮の位置が平城京のそれをほぼ踏襲したものとすれば、平城京の大學寮は宮外となり、「幸」の用例にも適合する。しかも唐の長安城の場合、大學寮に相當する國子監はやはり他の官署とは異なつて皇城外の務本坊にあり、その位置は美福門（壬生門）に相當する安上門のすぐ前であるから、以上のように考えてくると、隋・唐の長安城以前における同じ施設の位置についてなお検討すべき問題を殘してはいるが、いちおう平城京の大學寮の位置は長安城の國子監を模したということになる。

三 藤原京の原型

以上のように平城京には唐の長安城を模したと考えられる点が確かにいくつか指摘できる。にもかかわらず、平城京を長安城の直模とみる從來の通説は再考を要する段階に立ち至つてゐる。平城京と長安城との比較をはじめて試みた關野貞氏は『平城京及大内裏考』においてすでに兩者の相異点をいくつか指摘している。しかし最近になつて藤原宮の宮域がほぼ確定し、それに從つて藤原京の條坊制に基づく京城も推定できるようになり、それに伴つて今まで豫想されなかつた古道を基軸とする藤原京と平城京の緊密な設定計畫も知られてきた。その結果、平城京の基本的な祖型は決して唐の長安城にあるのではなく、まず原型として藤原京を考えるべきことが必要となり、唐の長安城と藤原京との比較が課題となつてきた。その詳しい検討の經過は別稿にゆづることとして、結論のみを要説するところのようである。

(1) 藤原京は東西四里・南北六里の縦長の矩形であるが、唐の長安城は東西約一八里・南北約一五里の横長の矩形で、全體の形が異なる。むしろ藤原京は東西六里・南北九里で俗に「九六城」とよばれた北魏洛陽城の内城や、同じく東西六里・南北八里餘の東魏の鄴都南城の形に近い。

(2) 藤原京の一二條八坊の坊城制の基本となつた一坊は一邊 $1\frac{1}{2}$ 里の方形であるが、これは唐の長安城が、朱雀門街に沿う坊を

除いて、すべて都城の外形と同じ横長の矩形であるのと異なる。この場合も、北魏洛陽城の一坊(里)は一邊一里 $\equiv$ 三〇〇歩の方形であつて、藤原京はむしろそれに近い。

(3) つぎに最近の發掘調査によつてもしだいに明らかになつてきたように、藤原京の各坊には幅約6mの小路が十字に通じ、一坊は四區に區分されており、その状況は宮の南の部分でも變らないらしい。これに對して長安城では、さきにも述べたように、宮城・皇城前面の坊だけはすべて横に小路を通じるだけで、二區に區分している。これは他の部分の坊が十字路を通じているのと異なり、長安城の特色のようにみえる。しかし『洛陽伽藍記』によると、北魏洛陽城の各坊は四周に各一門を開いていて、十字街を通じていたらしく、そうした特別の坊があつたような記載はない。この点でも藤原京は唐の長安城より北魏の洛陽城に似ている。

(4) 平城京は宮を京の中央、北京極に接して設ける点で、『周禮』型とは異なる非傳統的な唐の長安城型に屬することはさきに詳しく述べた。これに對して藤原京は宮と北京極の間に二條分の餘地があり、宮は京の北限に直接していない。したがつて唐の長安城とは明らかに異なり、むしろ中國の傳統的な『周禮』型に近いといえよう。

藤原宮の北の二條分の地域がどのように用いられていたか、まだ調査は行なわれていない。しかし先年行なわれた藤原宮の緊急調査において、内裏の東を北流する溝が宮の北限の一本柱列を横切る地点で、溝の東岸に接して多数の典藥寮關係の木簡が一括投棄された状態で出土した。「本草集注上卷」という書名のみえるものや、漏盧湯の藥方を記した木札、あるいは但馬内親王家などからの藥物を請求する使が持參したとみられる木簡、さらに麻黃・麥門冬・大黃・署預などの藥草の付札などであるが、ちようどその出土地点の東北わずかのところ、つまり問題の宮北の部分に含まれるところに、現在も二か所の坪に「テンヤク」の小字名が遺存している。これらの事實はその付近に典藥寮關係の施設の存在を推測させるのであるが、同一地点から出土した他の木簡には「蘭司」「蘭官」の字もみえる。ところがさらに最近になつて宮北面中央の猪使門の發掘調査が行なわれた際、門外の土壙から出土した数点の木簡の中に「九月廿六日蘭職進大豆卅門」と記されたもののあることが注目される。職員令に規定す

る宮内省被管の園池司の職掌は、苑池と蔬菜・樹菓の種植にある。この木簡は蘭職(園池司)が收穫した大豆を宮内に進上するとき、猪使門の出入に用いたものとみられる。とすれば、やはり宮の北には大豆などを栽培する園地が存在したともみられ、さきの典藥寮關係の施設を藥園とみれば、問題の地域をいわゆる園池と推定することも可能のようである。こう考えると、長安城も太極宮の北、宮城外の部分には西内苑なる苑池があるが、北魏洛陽城内城では宮の北、内城内に華林園という園池があり、東魏の鄴都南城でも宮の北には後園があつたという。こうした点を考慮すると、藤原京の構造は唐の長安城よりも、むしろそれ以前の都城と共通点があるのである。⁽³¹⁾

(5) つぎに市の問題がある。最近京都市知恩院所藏の「寫經所紙筆授受日記」に收められている寫經生試字の紙背にあるいわゆる「平城京市指圖」を検討したところ、從來平城京の東西市は六坪(町)を占めるとみていたのは誤りで、二坪の「市」の字はほんとうは墨抹されていて、結局市は四坪であつたことが明らかとなつた。⁽³²⁾ その結果、藤原京から平城京をへて平安京に至る東西市の展開は、藤原京の一坊Ⅱ四町の占地がそのまま平城京・平安京に踏襲され、平安京ではさらに四周に二町ずつの外町が付加されたと推定できるようになつた。したがつて藤原京の一坊を占める市はやはり十字に小路を通じたとみられるが、これに對して長安城の東西市は、位置は中央の朱雀街に對して東西對稱であり、また外形も方六〇〇步Ⅱ二里の方形ではあるが、一般の坊とは違い、とくに四周に二門ずつを開き、小路を井字形に通じている。このように藤原京は市の構造においても長安城と異なる。しかも、同じ中國でも隋の大同市などは、方一里の四面に一門ずつを開いて十字路を設ける藤原京と同じ形式であつたらしい。

以上のような考察の結果、藤原京と唐の長安城とはいくつかの重要な点でかなり大きな相異があり、藤原京の原型を唐の長安城に求めることは、平城京よりもさらにいつそう困難になつてきた。しかしそれは藤原京が日本獨自の形式の都城であることを意味しない。もちろんやはりその源流は中國に求むべきであつて、すでにいくつかの点で指摘してきたように、それは北魏の洛陽城や東魏の鄴城のような隋・唐の長安城以前の古い傳統的な中國の都城の影響を強く受けているらしいのである。

四 難波京の問題

それでは藤原京がそうした中國的都城の影響を受けた最初の日本の都城であろうか。藤原京の造營時期は持統四年(六九〇)十月の太政大臣高市皇子の宮地視察にはじまり、同八年十二月遷都というのが通説であつた。しかし私は藤原京を推定復原した結果、持統元年十月に築造を開始した天武天皇を葬る檜隈大内陵が藤原京中軸線上の眞南にあること、遅くとも同二年正月には主要伽藍が完成していたとみられる薬師寺が藤原京條坊制に則つて占地造營されているらしいこと、などを理由に、藤原京建設計畫の大綱は、天武在世中の十三年(六八四)二月に天皇が京師を巡行して宮地を定めたとき、すでに決定していたと推考した。最近奈良國立文化財研究所によつて行なわれた本薬師寺西南隅の發掘調査の結果、藤原京八條大路と右京三坊大路が確認され、そうした藤原京條坊地割の施工に伴なつて埋められたとみられる薬師寺の西築地の雨落溝らしきものも検出された。そして右京三坊大路中心と薬師寺伽藍中軸線との間の距離が一二七・八mで、この數値は藤原京條坊一坊の平均値二六五mの $\frac{1}{2}$ より五mほど短いので、薬師寺伽藍中軸線は右京三坊の中心に一致しない可能性が多いと報告されている。⁶³このことは薬師寺伽藍の建立が藤原京條坊計畫と無關係であつたと考えられやすいが、條坊計畫の大綱の設定と實際の施行の間には時間的差異もあり、この程度の誤差は實施に當たつて當然生じるものとも解されるから、大局的にみていまのところ私説を修正する必要は認められない。このような藤原京に對して、まず難波京はどうであらうか。

私が藤原京の建設計畫が固まつたと推定したほゞ同じころ、すなわち天武十二年十二月に天皇は、「凡都城宮室非一處、必造兩參、故先欲都難波、是以百寮者、各往之請家地」と詔し、中國的な複都思想によつて難波を副都とすることを宣言し、官人には難波に赴いて家地を請うよう命じている。したがつてのちの都城の場合にもしばしばみられる遷都と宅地班給の間の緊密な關係から推せば、少なくともこの時点に難波京の存在を想定しうる。しかし『日本書紀』はそれより前、天武八年十一月に龍田山と大坂山に關を置くとともに、難波にも羅城を築いたとし、さらに同六年十月には丹比公麻呂を攝津職大夫に任じたとし

ている。後者の攝津職については、後述のように、必ずしも直ちに難波京の存在を前提としないが、これらの記事を信ずるならば、難波京の造営は副都の宣言よりもさらに以前、天武初年にも遡ることになる。これは一方でほぼ同じころ行政区劃としての京・畿内が成立したと推定されることも符節を合するのである。しかし京の實態はどうであらうか。

私は昭和四十一年末からはじめられた藤原宮の緊急發掘調査において、宮の北限を劃する一本柱列がはじめて検出された段階で、宮域の推定と京域の想定を試みたが、そのころ内務省地理局が明治十九年一月に作成した五千分の一大阪實測圖を檢討したところ、⁽³⁴⁾四天王寺の東、検出された難波宮の中軸線——この中軸線を南へ延長すると攝津・河内の國境と一致し、大津道・丹比道と直交する——に沿うところに、復原した藤原京條坊制の一坊とちょうど同じ一邊約二六五mの方形の地割が南北に並んで存在することに注意をひかれた。そしてさらに検討を進めると、つぎのようないくつかの事實が知られてきた。

(1) 難波宮中軸線上に沿うように南北に通ずる道路が存在するが、とくにその南半の道路の方位は宮の中軸線にまさに一致する。そしてその道路に沿って、さきの二六五m間隔にほぼ一致する東西の道路・畦畔が何本か認められる。

(2) 難波宮中軸線から試みに藤原京と同じ四坊分Ⅱ一・〇六kmを東西にとつてみると、東はやや蛇行しながらもほぼまっすぐ北流して平野川にそそぐ猫間川の線となり、西の線は東横堀川がすぐその西側を南に流れているということになる。同時にそれは地形的にみれば、上町台地の東縁と西縁に一致する。

(3) また西の線は天神橋の位置と一致し、北は天神橋筋となつて北上し、南もやや方向は偏するが、一本道が四天王寺の北西付近まで通じている。

(4) 検出された難波宮を中心におき、藤原宮と同じ二里四方の方形を難波宮の宮域として想定してみると、その西限は谷町筋にほぼ一致するが、それを境として西は街區、東は大阪城および軍隊・學校用地となつていて空地が多い。

(5) 四天王寺の寺域を四坊分とみたとき、ちょうどその南限に當たる線に、西は茶臼山古墳から東は御勝山古墳の南付近まで、藤原京の東西幅にほぼ等しい間にわたつて東西の直線道路が認められ、四天王寺の南には「字往大道」(横大道か)の小字名も遺

存している。

(6) さきに述べた一坊の方格地割のうちの一つはさらに(5)の道路の南に接して存在するが、その東には「字南門」がある。しかしそれ以南には條坊制に關係するような地割は認められないようであり、南東に向かういわゆる奈良街道はその付近で中軸線の南北の道路と交わる。

以上のようないくつかの圖上の所見に基づいて私はいちおう難波京をつぎのように想定した。まず難波京は檢出された内裏・朝堂院を中央におき、藤原宮とほぼ同じ大きさである。京は難波宮を上町臺地の中央北寄りに置き、東西幅は藤原京と同じく四里八坊で、東は猫間川が、西は東横堀川が流れる。したがつて一坊の大きさも藤原京と同じであるが、南北長については宮の北、平野川までの若干の餘地に藤原京と同じ園池のごときものを想定するか否か、また南京極を四天王寺寺域の南限とみるか、さらに一條南にとるかなどなお問題があり、條數は藤原京の一二條より多くなるかも知れない。しかしいずれにしても難波京の構造は藤原京と密接な關係を有するらしい。

こうした私の考えとほぼ時を同じくして澤村仁・藤岡謙二郎兩氏も難波京の復原案を公表された。兩氏の間に若干の違いはあるが、前期難波宮に屬する難波京は私の考えていたものと基本的な大差はなかつた。ただ兩氏とも聖武朝難波宮の時期に京城が大きく約二倍に擴大されたとし、それぞれ圖示された。とくに澤村氏はその場合の右京は前期に遡る可能性もあると述べられている。京城についてはその後も若干の異説が提示されているらしいが、難波京についてはこうした擴張説とともになお検討すべき問題がないわけではない。たとえば『續日本紀』延暦三年五月癸未條には長岡京遷都の豫兆として二萬匹の蝦蟇の行列のことを記し、

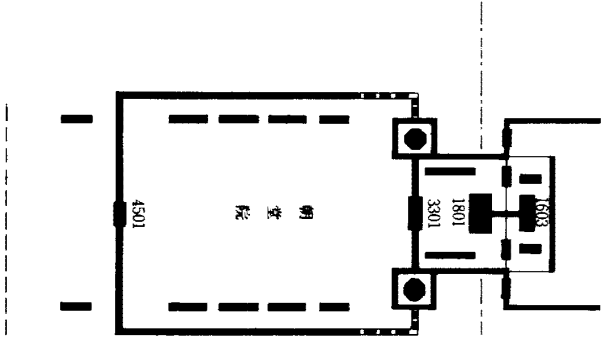
攝津職言、今月七日卯時、蝦蟇二萬許、長可四分、其色黒斑、從難波市南道、南行池列可三町、隨道南行、入四天王寺内、至於午時、皆悉散去、

と述べている。難波市の南道を三町ほど南へ行くと池があり、さらに南行すると四天王寺の境内に入るといふ文意であらうが、

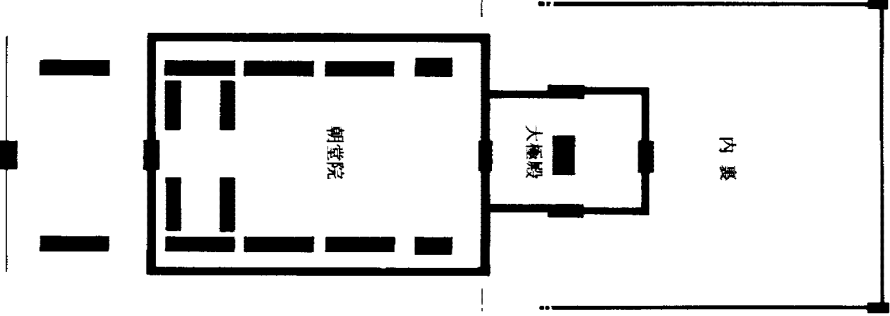
この池を四天王寺の東北方に近く位置した毘沙門池とすれば、難波京の市はその北三町にあつたことになる。宮の北限を北京極とみて、藤原京のような條坊の數え方をする、右京十條二坊あたりであろうが、朱雀大路に對する關係位置はともに二坊にあつて平城京・平安京の西市に近い。しかし平城京が八條、平安京が七條と、比較的東西市が南京極に近いことを考慮に入れば、さきの推定南京極はやや南に寄り過ぎるようでもある。ただ長岡京ではかなり宮に近い五條付近に市の存在が推定されているから、絶對的な論據とはなりえない。

また聖武天皇は即位後間もない神龜三年(七二六)十月藤原朝臣宇合を知造難波宮事に任じて新しい難波宮の造營に着手したが、それは天平初年まで繼續し、天平六年九月には官人に難波京の宅地を班給している。また同十六年二月には難波宮を皇都と定め、京戸の任意往來をすすめており、平城京・恭仁京に對して難波京と稱している。そしてその統治は攝津職に屬したのであるが、京内統治の實態については必ずしも明らかでない。すなわち京職では各坊に坊長一人、四坊に坊令一人を置いたが、攝津職にはそのような人員は配置されておらず、したがつて左右京各四坊であつた確證もない。そののみか難波京では左京・右京の稱呼があつた史料はなく、たとえば『續日本紀』の難波宮行幸の記事を検しても、神龜二年十月の場合は「詔、近宮三郡司授位賜祿各有差」とあり、天平六年三月の場合は「免供奉難波宮東西二郡今年田租調、自餘十郡調」とある。東西二郡とは東生郡・西生郡(生↑成↑城⁽⁴¹⁾)をさし、三郡とはそれに百濟郡が加わるのであろうが、そこには京は現われてこない。また『萬葉集』も「昔者社^{むかしこ} 難波居中跡^{たはなはなかつ} 所言奚米^{いはれけみ} 今者京引^{いまはみやこひき} 都備仁鷄里^{みやこびにけり}(卷三—三二二)、「荒野等丹^{あらのらに} 里者雖有^{さとあれども} 大王之^{おほきみの} 敷座時者京^{しきまつときはみや} 師跡成宿^{ことなりぬ}」(卷六—九二九)などと、歌中では「京」「都」「京師」の字を用いているが、題詞では前掲の卷三—三二二番の「式部卿藤原宇合卿被^レ使^レ改造難波堵之時作歌」の「堵」の一例をのぞき、他の八例は「大行天皇幸^ニ于難波宮^ニ時歌」(卷一—七二)というように、すべて難波宮とあつて難波京とはない。ただ職員令において津國を兼帶すると記されている攝津職の職掌を、左京職・大宰府・大國のそれと比較すると、大夫・亮・進・屬の四等官の官名が同一であるように、左京職の職掌に類似する面は多い。すなわち大宰府・大國にみられる鼓吹・烽候・城牧・公私馬牛の職掌がなく、兩者にない塵市・度量(輕重)・道橋が左京職と共

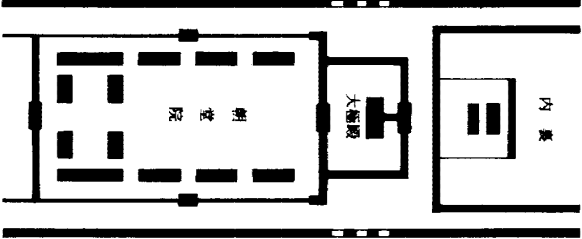
前期難波宮



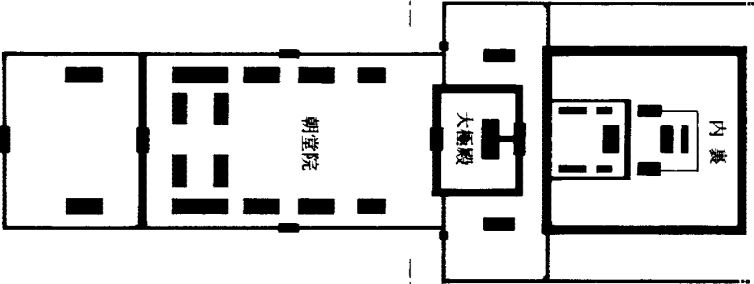
藤原宮



後期難波宮



平城宮



0 100 200 300M

第一圖 宮域と内裏・朝堂院關係圖

通して存する⁽⁴³⁾。また『令集解』公式令天子神璽條や、同じく京官條に引く法家の諸説の中には「政所在^レ京之故也」とか「爲^レ政所在^レ京内^レ故也」と注釋するものがあつて、攝津職政所が京内に存したと解している⁽⁴⁴⁾。これらは難波京の存在を示す史料ではあるが、依然として京内統治の實態については明らかにしていない。京内はおそらく東生・西生二郡に分屬したのである⁽⁴⁵⁾が、その二郡の名稱の起原とともに、それが欽明紀・敏達紀・推古紀・舒明紀などからすでにみえる難波の大郡・小郡といかにかかわるのか⁽⁴⁶⁾、また唐の長安城が京兆府（雍州）に屬する萬年・長安二縣に、同じく洛陽城が河南府（洛州）に屬する河南・洛陽二縣に分屬し、それぞれの縣がさらに多くの郷に分かれていたことと關係があるのかどうかも問題である。難波京の規模や統治の實態はこれらの課題の解明をまつて慎重に決すべきであろう。

五 難波宮の構造

前章では聖武朝難波宮の造營に伴なつて京城が擴大されたか否かはともかく、當初の難波京が藤原京型に近い縦長であつたらしいことを述べ、またそうした京の設定時期についてはいちおう天武初年と推定しようとしたが、その成立時期についてもなお慎重に検討すべきであろう。その一つに關連していよいよ難波宮そのものの問題に移ろう。これまでの難波宮の發掘調査の成果によると、檢出された内裏・朝堂院の遺構は、中軸線は一致するが南北にずれる少なくとも二時期のものがあつて、その一つが天武朝朱鳥元年（六八六）正月焼亡以前のいわゆる前期難波宮、他が聖武朝造替後の後期難波宮とよばれている。ところで第一圖に示したように藤原宮においては、大極殿の前に大極殿院と朝堂院を劃する大極殿門があるが、その位置は宮の南北二等分線上、さらにいえば宮の中軸線上にもあるので、ちょうど藤原宮のまさに中心に當たる。これに對して前期難波宮の場合は、さきの想定條坊方格に従えば、大極殿門に相當すると考えられる七間×三間の建物（SB三三〇一）は想定宮域の南北二等分線よりやや南にあり、むしろ九間×五間の大極殿相當建物（SB一八〇一）が宮の中心位置に近い。二つの建物は六一・三八m離れているが、前期難波宮の朝堂院の南北の長さ二八一・六九mは藤原宮の朝堂院の南北の長さ約三二五mより三三mほど短いため、藤原宮とほぼ

同じ宮域―藤原宮の南門と北門の心間距離は九〇七・七m―を前期難波宮において想定すれば、朝堂院の前に朝集堂を設けても無理な配置とはならないだろう。⁽⁴⁷⁾これに對して後期難波宮の場合は、大極殿後殿の位置が前期難波宮の大極殿門とほぼ重なる。後期難波宮の朝堂院の規模はまだ不明であるが、大極殿院の規模の共通性から推して平城宮のそれとほぼ同様と想定し、朝堂院の前にやはり朝集堂を設けるとすれば、前期難波宮と同じ宮域ではとても収まらず、平城宮宮域の南北築地心間距離の一〇二〇m程度にまでどうしても擴張する必要があるだろう。こう考えてくると、難波宮は單に内裏・朝堂院の規模・構造に前期・後期の相異があるばかりでなく、そのそれぞれに應じて宮域も規模を異にし、前期は藤原宮に、後期は平城宮に近かつたということになる。そして藤原宮の殿堂配置が極めて整然と計畫的であることを評價すれば、大極殿相當建物を宮の中心に置く前期難波宮は藤原宮より遡ることをその點でも實證しているといえようが、この二つの異なる宮域と宮の建物配置の相異が、さきに想定した難波京の條坊制といかに關わつてくるかは、難波宮・難波京の造營時期を考える上で重要な意味をもつてくると思う。

ところで前期難波宮は遺構に火災の痕跡の認められるところから、天武朝朱鳥元年(六八六)正月焼亡以前のものであることは確實とされるが、それが孝徳朝の難波長柄豊碕宮にまで遡りうるかどうかについてはなお異論がないわけではない。しかし前期難波宮の遺構が藤原宮・平城宮・後期難波宮・長岡宮・平安宮と展開して行く内裏・朝堂院の祖型とみなすべきであるという點では諸説一致しているといつてよからう。ただ藤原宮と比較するとき、大極殿に相當するとみなされる建物(SB一八〇二)が後方の内裏正殿かと考えられる建物(SB一六〇三)と軒廊(SB一七〇一)で結ばれていること、大極殿相當建物の前方、東西に一六間×二間の南北棟の長殿が對置されていること、大極殿門(SB三三〇二)の西に複廊で圍まれた八角形の建物(SB四二〇一)が存在することなど、かなり大きな違いもあるが、内裏・朝堂院の基本形は異ならないとしてよからう。なお朝堂の數も現在は東西八堂しか確認されていないが、これも藤原宮のように一二堂があるいは存在したかも知れない。⁽⁴⁸⁾

ところで私は宮の構造に關して最近若干の考察を試みたが、その結果に基づいて文獻上から難波宮を改めて少しく検討してみよう。『日本書紀』推古十六年八月壬子條の隋使裴世清と、同じく同十八年十月丁酉條の新羅・任那の使者が、それぞれ難波か

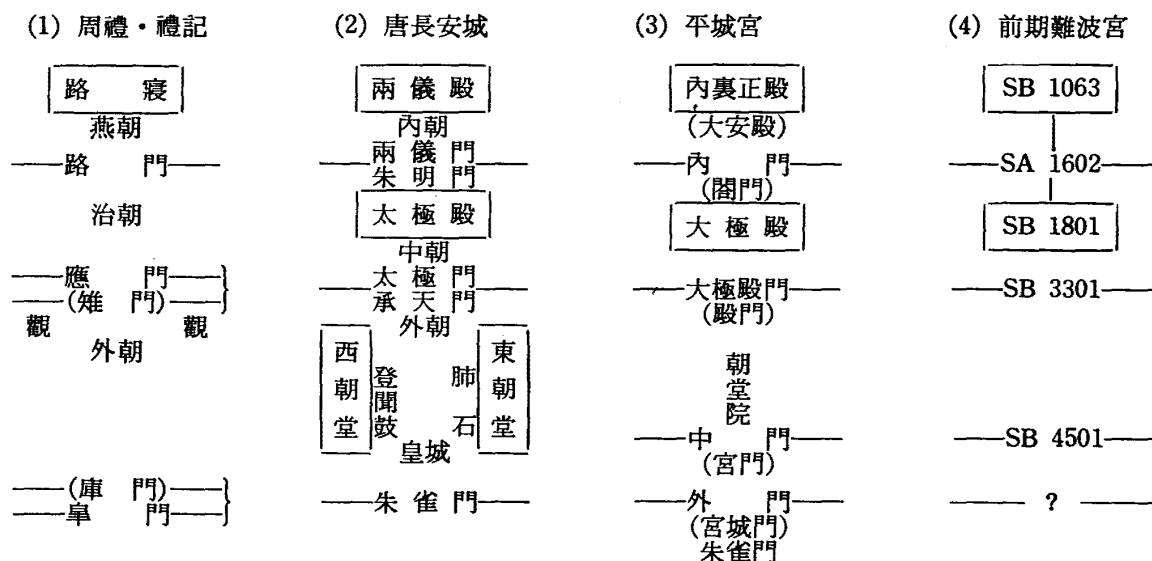
ら入京して小墾田宮で使の旨を奏上した記事、また同十二年九月條の朝禮改正の記事などによつて、小墾田宮の構造は、南門(宮門)を入ると朝庭があり、そこには大臣・大夫らの座位する朝堂(廳)があり、さらに大門(閣門)を入ると天皇の坐す大殿があると
いうものであつたといちおう推定できる。これら推古紀の記事をそのまま推古朝の小墾田宮の實態とみることに
はなほ慎重でなければならぬが、つづいて同じく『日本書紀』大化三年是歲條には、孝德天皇が難波の小郡宮にあつて朝參の禮法を定めたこと
が記されている。すなわちその制は、有位者はかならず寅時(午前四時前後)に南門の外に左右に羅列し、日の出とともに門が開くと朝庭に入つて再拜し、のち廳について政務を執る。そして午時(正午前後)の鐘を合圖に退廳するといふもので、鐘は中庭に
たて、赤い巾を前に垂れた吏が撃つとある。小郡宮は難波小郡を壊つて造營した宮で、別に大郡宮も當時存した。大郡・小郡は
前述のように早く欽明紀からみえ、それぞれのちの東成郡・西成郡にあつた迎賓の施設のごときものといちおう考えられている
が、この大化三年紀の記事によつて、それらを臨時に改造した小郡宮にも朝參のための朝庭・朝堂(廳)の存したことが知られる。
さらに白雉元年二月甲申條には、穴戸國から獻上された白雉を瑞祥として輿に乗せ、天皇に觀せる次第が詳しく記されてい
る。すなわち、難波のどの宮か明らかでないが、朝庭には元日の儀式のように隊仗が並ぶなかで、左右大臣以下の官人が紫門の
外に四列に列立する。やがて粟田臣飯虫ら四人にかつがれた雉の輿を先頭に、左右大臣や官人、百濟・高句麗・新羅の人たちが
それに從つて紫門を入り、中庭に至る。そこで輿のかつぎ手が三國公麻呂ら四人と交代して殿前まで進み、そこから殿上に昇る
ときには、左右大臣が輿の前頭をかき、伊勢王らが後頭をもつて、天皇の御座の前に置く。描寫が具體的であり、紫門を入つて
からかつぎ手がつぎつぎと交代するのも意味のあることで、三國公麻呂らは天皇の近侍者であらう。したがつてこの記事は難波
のある宮の當時の實態を傳えている可能性が大きい。そしてこの記事から知られる難波のある宮の構造は、朝庭から紫門に入る
と中庭があり、その奥に天皇の御座のある殿舎が存するといふもので、中庭はさきに鐘台を置いたところとしてもみえ、いわゆ
る朝庭とは異なり、つぎに述べる中朝の庭の意ではなからうか。

以上二つの孝德紀の記事から推定した當時の難波の宮の構造は、さきの推古紀による小墾田宮とほとんど同じものと考えら

れ、白雉三年九月に完成した難波長柄豊碕宮も「其宮殿狀、不可殫論」とあるが、基本的には同じような構造をもつものであつたろう。そして以上のような文献から推定した難波宮の構造を發掘調査の結果明らかにされた前期難波宮の遺構と對比すると、御座のある殿舎が大極殿に推定される建物（SB一八〇二）、あるいはそれと軒廊で結ばれている内裏正殿に推定する建物（SB一六〇三）で、その前が中庭、さらにその南に開く門（SB三三〇一）が紫門で、大極殿門に當たろう。そしてその外、すなわち南が朝廷で、東西に朝堂が並び、その一郭を朝堂院ともいい、南中央に南門（SB四五〇一）が開くということになる。このようにみると、前期難波宮は少なくとも推古朝に遡る宮の構造を繼承したように思われるが、それは基本的な點についてであつて、細部に入ると問題は多い。SB一六〇三とSB一八〇一の分離、朝堂の數、推定大極殿前の東西長殿、八角形の建造物などがそれであるが、これらのことも考慮しながら、再び京と同じように中國の宮城・皇城との關係を論じてみよう。

六 前期難波宮と中國の王宮

唐の長安城は、さきにも述べたように、宮城と皇城が截然と區劃されており、皇城の部分には宗廟・社稷のほか、六省・九寺・一台・四監・十八衛と、東宮に屬する一府・三坊・三寺・十率府の官衙が整然と配置され、その南面三門のうち中央の門をやはり朱雀門と稱している。これに對して宮城は南面中央の門を承天門といい、その北の太極門を入ると太極殿がある。太極殿の北にはさらに南に三門を開く一郭があり、中央を朱明門というが、その奥の兩儀門を入ると、兩儀殿を中心に萬春殿・千秋殿がある。こうした宮城の殿堂の配置に對して、『大唐六典』はつぎのように記している。元旦・冬至のような儀式・宴會・宥赦、あるいは新政の施行、外國使節の應待などのとき、天子は承天門に御して政を聽く。したがつてこれが昔の外朝に當たる。つぎに天子は朔・望の日には太極殿において、坐して朝政を視る。したがつてこれが昔の中朝に當たる。さらに常の日は兩儀殿にあつて朝政を聽き政事を視る。したがつてこれが昔の内朝に當たると。⁶⁴つまり承天門が外朝、太極殿が中朝、兩儀殿が内朝に相當するといふのであるが、ここにいう昔の外朝・中朝・内朝とは、いわゆる天子五門三朝の制の三朝をいう。『禮記』玉藻篇の注に



第二圖 宮の構造比較対照図

は「天子諸侯、皆三朝」とあるが、中國では古く周代に王朝を内朝と外朝にわかち、外朝の政事は朝士が、内朝の政事は天子が掌つたという。また『禮記』の疏によると、内朝はさらに治朝と燕朝に分かれ、五門の最奥の路門の内、路寢(正殿)の庭が燕朝で、燕居安息の場、これに對して、路門の外が治朝で、天子が毎日臨御して政事を視るところ、また外朝は庫門の外、臯門の内という。すなわち外から外朝・治朝・燕朝の順で、これはさきの長安城の外朝・中朝・内朝に對應する。なお天子五門とは『周禮』天官閹人條の注によれば、鄭司農云として、外から臯門・雉門・庫門・應門・路門(畢門)をさすとしている。雉門を第三門とする説もあり、『禮記圖』にみえる天子五門三朝の圖はそれによつてゐるが、その圖を唐の長安城と對比してみたのが上の第二圖(1)(2)である。清の戴震の『考工記圖』のように、天子の五門を諸侯の庫門・雉門・路門と同じように臯門・應門・路門の三門に整理しているものもあり、その對比には多少問題もあるが、長安城の宮城・皇城が三朝の制を繼承したものであることは確かである。

ただここで説明を要するのは外朝の朝堂である。長安城太極宮の承天門外の東西に朝堂のあつたことを記したのは、『大唐六典』が大明宮含元殿の東西に翔鸞・棲鳳兩閣のあつたことを記したのは、『閣下即朝堂、肺石登聞鼓如承天之制』と述べていることや、『大唐開元禮』にも承天門外の東西朝堂がしばしばみえること、また『資治通鑑』の胡三省の注が、やはり「閣本太極宮圖、東西朝堂在承天門左右、承天門外朝也、東朝堂之前有肺石、西朝堂之前有登聞鼓」と記していること

などからも知られる。⁶³これらの史料にみえる肺石・登聞鼓はともに冤抑・直諫を聴くための施設で、肺石のことは『周禮』秋官大司寇條にみえ、赤い石をいい、朝廷におき、遠近の惇獨老幼が上告しようとするときは、その石上に坐らせたというもの。また登聞鼓は朝廷に鼓を懸けておき、臣民が訴諫しようとするときは、それを打つて天子に報らせたというもので、堯の敢諫鼓に遡ると傳える。この肺石・登聞鼓は『日本書紀』大化元年八月庚子條と同二年二月戊申條に記されている鍾匱の制に通じる。鍾匱の制とは、朝廷に匱を置き鍾を懸け、憂訴（憂諫）しようとするものは牒（表）、すなわち訴狀を匱に入れ、それを毎朝處理するが、その政府の處置を不當と思う場合には、訴人に鍾をつかせるというものである。『日本書紀』の詔文は大化當時そのままのものではなからうが、原史料に基づいて書かれたものとする、難波宮當時こうした制度があつたと考えねばならない。よく似た制度は年代は降るが、唐の則天武后の垂拱二年（六八六）三月に銅匱の制として實施されたことが指摘されている。⁶⁴しかし鍾匱の制は肺石・登聞鼓の制を繼受したものとみて誤りあるまい。ただ『資治通鑑』唐紀高祖武德二年（六一九）四月戊申條には、「又令西朝堂納冤抑、東朝堂納直諫」とあり、また同じく太宗貞觀二年（六二八）八月甲戌條には、太宗が朝堂に幸して親しく冤屈をみたことが記されており、初唐においては肺石・登聞鼓をそれぞれの前に置く朝堂が、しばしば冤抑・直諫の場として用いられていたことを知る。これに對して日本の場合は、こうした朝堂の用例は大化の鍾匱の制以後みられぬことで、のち天平神護二年（七六六）五月に大納言吉備眞備の奏言によつて抑屈・冤枉を訴える者のために二柱を立てたときも、その位置は平城宮中壬生門（のちの應天門）の西、つまり朝堂院外であつて、朝堂がもつぱら朝政の場として用いられていたことはさきに別に詳しく考察したところである。⁶⁵

しかし中國においても最初から朝堂がそうした目的のためにのみ使われたのではない。『周禮』考工記にみえる「内有九室、九嬪居之、外有九室、九卿朝焉」という文章に對して、鄭玄は「九室、如今朝堂諸曹治事處」と注しており、戴震も「内九室、九嬪省、内治所居、外九室、蓋在朝門之外、九卿省其政事處也」と述べている。やはり朝堂は本來事を治め、政事を省みる朝政の場であつたのだらう。それが唐の長安城になると、朝堂は存しても東西朝堂とあるだけで、多くの殿堂があつた様

子はない。承天門を外朝としながらも、日本の朝堂院のように、朝堂を含む一郭が南に門を開いて院を構成することもなく、すでに本来の機能はかなり退化し、肺石・登聞鼓を中心にむしろ冤抑・直諫の場という意識が強くなっていたのでなかろうか。そして政事の場としては、皇城内の諸官衙が朝堂に代わる役割を果たすようになっていたとみられる。しかし唐の長安城の宮城・皇城が、『周禮』や『禮記』にみえる中國の傳統的な宮室構造の理念を、變形しながらも基本的に繼承していることはさきに述べたごとくである。なお文獻史料の慎重な検討を残しているが、いちおう現在では以上のように考えておきたい。

ところで、そうした唐の長安城の宮城・皇城を平城宮の内裏・朝堂院(第二次)と對比したものが、同じく第二圖の(2)(3)である。これによれば内裏正殿(平安宮の紫宸殿)が彼の兩儀殿に相當し、その前庭が内朝(燕朝)に相當する。つぎに大極殿は彼の太極殿を名稱とともに繼受したもので、中朝(治朝)に當たる。そしてこの對比でも明らかのように、平城宮の大極殿はのちの平安宮・長岡宮のような内裏と朝堂院が完全に分離した場合の朝堂院の正殿ではなく、本來的な意味での天皇が朝政を聽く宮城の中心的建物なのである(第一圖參照)。そしてその前に開く大極殿門―長岡宮・平安宮ではなくなり、龍尾壇に變わる―が彼の承天門に相當し、それが外朝である。平城宮の場合、その外朝が朝堂院で、東西に六堂ずつ、計一二堂が並立し、南にいわゆる中門(宮門、平安宮の會昌門)を開いている。平城宮の大極殿門は大極殿南門とも大極殿閣門とも稱されたが、『續日本紀』の記事に單に閣門とみえるものも、發掘結果によると平城宮内裏南門は極めて簡單なものであるから、おそらく大極殿門をさすのであろう。いま大極殿門が日本でも外朝の機能を果たしていたことを示す史料を『續日本紀』から抽出し、煩をいとわず列舉しておこう。

- (a) 天皇御「大極殿南門」、觀「大射」、五位已上射了、乃命「渤海使已玆蒙等」射焉、(天平十二年正月甲辰條)
- (b) 天皇御「大極殿閣門」、隼人等奏「風俗歌舞」、(天平元年六月癸未條)
- (c) 天皇御「大極殿閣門」、賜「宴於五位已上」、授「從五位下廣川王從五位上……」、宴訖賜「祿有差」、(延暦二年正月癸巳條)
- (d) 御「閣門」、宴「五位已上」、賜「祿有差」、(天平寶字二年十一月癸巳條)
- (e) 高野天皇及帝御「閣門」、五位已上及高麗使依「儀陳列」、詔授「高麗大使高南申正三位、副使高興福正四位下、判官李能本・解

臂鷹・安貴寶並從五位下、錄事已下有差、……賜宴於五位已上及蕃客、賜祿有差、（天平寶字四年正月己巳條）

(f) 帝御閣門、授高麗大使王新福正三位、副使李能本正四位上、判官楊懷珍正五位上、品官着達能從五位下、餘各有差、賜國王及使倭人已上祿亦有差、宴五位已上及蕃客、奏唐樂於庭、賜客主五位已上祿各有差、（天平寶字七年正月庚戌條）

(g) 帝御閣門、饗五位已上及蕃客、文武百官主典已上於朝堂、作唐・吐羅・林邑・東國・隼人等樂、奏內教坊踏歌、客主主典已上次之、賜供奉踏歌一百官人及高麗蕃客綿有差、高麗大使王新福言、……（天平寶字七年正月庚申條）

(h) 以從三位石上朝臣宅嗣爲中納言、……是日宴五位已上於閣門前幄、賜五位已上及内外命婦祿各有差、（寶龜二年十一月乙巳條）

(i) 饗大隅・薩摩隼人等於朝堂、其儀如常、天皇御閣門而臨觀、詔進階賜物各有差、（延暦二年正月乙巳條）

長安城の承天門が外朝として、陳設燕會・赦過宥罪・除舊布新の場であるとともに、萬國の朝貢や四夷の賓客に應對するため、天子はそこに御したというが、右の史料のうちの(e)(f)(g)の渤海使への授位・賜宴、(b)(i)の大隅・薩摩隼人の饗宴などは、右に對應するものであろう。⁵⁶ さらに別稿でもやや詳しく考察したように、平安宮の場合から推せば、平城宮でも朝堂院の周圍には、東に中務省・太政官・民部省・式部省、西に治部省・刑部省・彈正台・兵部省などの曹司が並んでいたらしいが、これは彼の皇城内の諸官衙に相當しよう。⁵⁷

平城宮の内裏・朝堂院がそれ以前の藤原宮、さらに前期難波宮のそれを繼承したものであることはすでに述べた。それならば、検出された前期難波宮の内裏・朝堂院の構造もまた唐の長安城の宮城・皇城、さらにいえば中國の傳統的な三朝をもつ王宮の系譜を引くものであろうことは容易に想定できる。しかもさきに試みた京城の比較においては、平城京に先行する藤原京・難波京が隋・唐の長安城よりも、むしろそれ以前の南北朝の都城に近いことを明らかにした。したがって宮の場合も、前期難波宮が中國の王宮の系譜を引くものであることは明白としても、なお唐の長安城の宮城・皇城との相異について、そうした觀點に着目して考察を進めなければならない。

その場合、前期難波宮と平城宮との顯著な相異としても注目されているのが、いわゆる大極殿と推定する建物(SB一八〇二)の前の東西に對置された長殿の性格である。これを初期の朝堂とみる説もあるが、⁽⁵⁸⁾それには大極殿門(SB三三〇二)以北の部分と以南の朝堂院部分の間に造營時期の前後があつたとしなければならぬ。しかし兩者は共通の造營尺と地割によつて設計されていることが指摘されており、⁽⁵⁹⁾私も以上述べてきたような視點からその説はとらない。それではこの長殿は何かということになる。隋・唐の長安城太極宮でも太極殿の前にそのような建物はならしい。ところが『水經注』(卷十三)灋水條には、「魏天興二年遷都於此、太和十六年破太華安昌諸殿、造太極殿東西堂及朝堂」とあつて、北魏は洛陽に遷都する以前の都であつた平城(山西省大同市)において、太和十六年(四九二)に太華・安昌の諸殿を壊ち、太極殿と東西堂、および朝堂を造つたという。すでに述べたように、太極の稱呼は少なくとも魏の洛陽城南宮に遡るが、それを繼承した北魏洛陽城の太極殿にも東西堂があつたかどうかはわからない。

しかし後趙の石虎が咸康二年(三三六)ごろに造營した鄴都北城について、同じく『水經注』(卷十)濁漳水條には「石氏、於文故殿處、造東西太武二殿」とあり、『晉書』(卷百六)載記六にも「幽邃于東宮、既而赦之、引見太武東堂」とある。やや不明確なところはあるが、⁽⁶⁰⁾やはり後趙の鄴都北城においては、魏の文昌殿の址に太武殿を建て、それに東堂・西堂があつたと考えるべきであろう。なお太武殿には前殿のあつたことが、たとえば『晉書』(卷百七)載記七に「於是貫甲曜兵、入自鳳陽門、升于太武前殿、擗踴盡哀」とみえることによつて知られる。その後東魏の孝靜帝は興和元年(五三九)に同じ鄴都において、北城南に接して南城を營んだが、その鄴都南城は北齊にも繼承された。そしてその鄴都南城の南宮にやはり太極殿があつたが、⁽⁶¹⁾それに東堂・西堂および前殿のあつたことが記録にみえている。⁽⁶²⁾すなわち『北齊書』(卷二・四)神武帝本紀と文宣帝本紀には武定五年(五四七)六月壬午と同八年正月辛酉に、それぞれ東魏帝が東堂で哀を擧げたとも見えるが、これは太極殿東堂のことであろう。また同じく『北齊書』(卷四)文宣帝本紀によると、北齊の文宣帝は武定八年五月戊午に南郊において帝位に即いたのち南宮に還り、太極前殿に御して詔を發している。

また『歴代宅京記』(卷十三)が建康(江蘇省南京市)について記すところを検すると、まず『晋書』(卷七)成帝本紀には、咸和四年(三二九)正月蘇碩が臺城を攻め、太極東堂を焚いたとあり、『梁書』(卷四十五)王僧辯傳には、僧辯が臺城に據つた夜、軍人の失火から太極殿および東西堂などが焼けたことがみえ、同じく『陳書』(卷二)高祖本紀には、永定二年(五五八)十二月太極殿東堂において群臣を宴したとある。さらに『資治通鑑』晋紀には、興寧三年(三六五)二月に哀帝が西堂に崩じたことを記すが、これに對し胡三省は、「西堂太極殿西堂也、建康太極殿有東西堂、東堂以見群臣、西堂爲即安之地」と注し、建康の太極殿にも東西堂があり、東堂は群臣に見えるところ、西堂は即安の地としている。

このように中國では後趙・北魏・東魏、また東晋・梁・陳と、隋・唐以前の都城において、その王宮の太極殿、あるいは太武殿のようなそれに相當する建物の前には、左右に東堂・西堂が對置されていたらしいのである。

私は前期難波宮の東西長殿をこのような隋・唐の長安城以前の宮城にしばしばみえる太極殿東西堂の系譜をひくものと考えてみてはと考えている。このことは宮においても京と同様に日本の宮都が隋・唐以前の古い中國の都城の傳統的構造を繼承していることを示す。さらに前期難波宮においては、大極殿に比定する建物(SB一八〇二)が背後の内裏正殿かと推定する建物(SB一六〇三)と軒廊(SC一七〇一)で結ばれている。こうした構造は二つの建物が本來密接な關係にあつたことを示すもので、さきに述べた鄴都北城の太武殿や、同じ南城の太極殿における前殿を考慮に入れるならば、東西長殿をもつ大極殿相當建物(SB一八〇一)がその前殿の系譜をひくものに當たり、軒廊で結ばれた背後の建物こそが本來の大極殿、つまり内朝の路寢に相當すると解すべきでなかろうか。こう考えると、東西長殿は朝堂院の朝堂ではなく、むしろ平城宮の内裏(第二次)正殿の前に東西に二つずつ對置される建物、つまり平安宮の紫宸殿の前に東西に並ぶ宜陽殿・春興殿と校書殿・安福殿につながるものとみた方がよいのではなかろうか。この前期難波宮の東西長殿ははじめ桁行一六間で、北五間と南一一間に區切られていたというのも、そう考えると意味があるかも知れない。また藤原宮において、大極殿の東西に回廊に接續して存在する七間×五間の南北棟の建物は、大極殿前の東西長殿が大極殿院から姿を消し、内裏に移る過渡的形態を示したものかも知れない。一つの試案として提示してお

く。

なお前期難波宮の遺構において、藤原宮以後の他の宮との相異点としていまひとつ注目されるのは、大極殿門(SB三三〇一)の東西に複廊に囲まれて存在する八角形の建物(SB四二〇二)である。東のものはまだ發掘されていないから、西と同様に八角形の建物があつたとは斷定できないが、その性格については種々の説が提起されているようである。⁶⁴⁾位置からすれば、さきの肺石・登聞鼓との関係も考慮しなければならぬし、また唐の長安城においては貞觀四年(六三〇)に太極殿の東隅と西隅にそれぞれ鼓樓と鐘樓を置いているから、⁶⁵⁾そうしたものを想定するのも一案であろう。それと同時に『春秋公羊傳』(定公二年)にみえる「雉門及兩觀災」の注には「雉門兩觀、皆天子之制、門爲其主、觀爲其飾、故微也」とある。雉門はさきにも説明を加えたように、天子の應門ともみられ、『禮記圖』も雉門の兩側に觀を記している。應門は大極殿門に相當するから、前期難波宮の八角形の建物をそうした觀點からみる必要もあろう。もし雉門の兩觀の系譜を引くものとすれば、さきの東西長殿とともに、そこにも中國の傳統的都城の構成理念を垣間みることができるのである。

七 難波宮の歴史的意義

さて私は難波宮の系譜をたどつて迂遠な考察を進めてきたが、その結果、いちおうつぎのような諸點が明らかになつたと思う。まず難波京は遅くとも天武朝初年には設けられていたと考えられるが、それは藤原京の構造に近似したものであつたと推定される。そしてその藤原京を隋・唐の長安城と比較するとき、平城京と隋・唐長安城との相異にも増して、いくつかの重要な點で相異が認められ、藤原京が長安城を祖型としたとは考えられず、むしろ隋・唐以前の中國の都城、それは『周禮』や『禮記』にその理念の示された中國の傳統的王城の形式に則つたものであるが、そうした中國の都城的古典的な構造を多くの點で繼承したものであると考えられる。したがつて難波京がもし藤原京と親近な關係にあつたとすれば、同じことは難波京についてもいえることになる。つぎに宮の問題であるが、いわゆる前期難波宮は推定した難波京と密接な關係にあると認められる。そしてその宮は

のちの藤原宮・平城宮などに系譜的につながって行き、また隋・唐長安城の宮城・皇城とも原理的には結びつくが、この場合も前期難波宮には長安城や藤原宮・平城宮ではみられない中國の隋・唐以前の王宮との類似點が指摘できるのである。

前期難波宮が果たして孝徳朝白雉年間に完成した難波長柄豊碕宮そのものにまで遡りうるか否かは、今後發掘調査の成果を慎重に見守ることとして、このようにその系譜を追究した場合には、中國の隋・唐以前の都城・王宮の影響がそこに強く認められるのである。こうした私の一つの推定は、從來の日本の都城の源流をすぐ隋・唐の長安城や洛陽城に求める通説に強く再考を促すことになるが、同時にその歴史的意義に考えを及ぼすとき、また多くの重要な問題を提起すると思う。すでに詳説する餘裕はないので、問題の提起のみに終わるが、あえて付記しておく。その一つ、孝徳朝の難波宮造營の技術的最高責任者が荒田井直比羅夫であつたことはよく知られるところである。それは『日本書紀』大化三年是歲條に、工人大山位倭漢直荒田井比羅夫が難波に引く溝瀆を掘り誤つたため役民を酷使したと訴えられたとあること、同じく白雉元年十月條に、將作大匠荒田井直比羅夫が宮の堺の標を立てたとあることによつて知られる。この荒田井直比羅夫は倭漢氏の同族であるが、のちの平城京の造平城京司大匠坂上忍寸忍熊や、またそれよりさきの百濟大宮・百濟大寺造營の大匠書直縣もやはり倭漢氏である。書直縣は別に百濟船を造ることに關係しており、また同じ倭漢氏の沙門智由は測量に必要な指南車を造つてゐる。このように都城・宮室の造營に倭漢氏が主導的役割を果していたことは、すでに考察してきたような構造をもつ中國的都城の設計・造營の知識・技術を彼らが習得していたことを示すが、それがどのような過程をへて彼らのものとなつたかが問題である。とくに前期難波宮の場合、その構造に隋・唐以前の要素が濃厚に認められることは、問題の重要性をいつそう高めることになつたと思う。この問題は倭漢氏の系譜そのものに關わるかも知れないが、同じ倭漢一族は飛鳥寺の創建に關與し、また法隆寺金堂四天王像を作り、中宮寺天壽國繡帳を畫いているという事實などもあるので、そうした遺物そのものの研究から彼らの知識・技術の源流・傳來經路を探ることも必要であらうし、何よりもその關連性の有無を確かめるためにも、朝鮮三國の都城の考察は欠かすことができないであらう。

つぎに前期難波宮が孝徳朝の難波長柄豊碕宮であるか否かの斷定はしばらく措くとしても、その構造が隋・唐の長安城と直接

關わりなく、むしろそれ以前の南北朝の都城の影響を強く受けているという事實は、やはり歴史的にも重視すべき問題であろう。推古朝以後の新しい制度・文物の受容は隋・唐のそのの繼受という線で考えるのが一般である。たとえば、日本の律令制度も基本的にはすべて唐の律令を繼承したものと考える。しかしそうしたなかでも、班田收授法においてすべての女子・奴婢に、田積の差異はあるにしても、ともかく口分田を給したのは唐の均田法にはみられぬことで、北魏・北齊の制度に近いともいわれている。⁶⁸⁾ また正倉院文書として残る大寶二年(七〇二)の美濃國および筑前・豊前・豊後の西海道諸國戸籍の記載様式は、唐の籍帳にはみられず、とくに後者の各戸の戸口の記載の後に記された戸口集計の書き方は、かえって西魏の大統十二年(五四七)の計帳様文書に類似している。⁶⁹⁾ これらは律令制が確立してからも、なお唐以前の制度の殘存している一例であるが、律令制が確立されて行く過程における南北朝の要素についてはなお他にもいくつかの指摘がある。こうしたことを考えると、前期難波宮や難波京・藤原京のもつ非隋・唐的要素の問題もそうした中で改めてより深く考えてみる必要がある。それはまた逆にいえば初唐文化の流入時期の追究の問題ともなるが、この問題の解決も單に文獻に基づく制度面からの考察だけでなく、たとえば燈瓦瓦當文様の素辨蓮花文・單辨蓮花文から複辨蓮花文への轉化、あるいは東魏尺(高麗尺)に代わる唐尺の採用、それに關わっている代制から町段歩制への轉換などを材料として、即物的・多面的に考察を進めて行くべきであろう。

最後に難波宮や難波京を論ずる場合、難波においてのみとくに先行して中國的な都城・宮室を採用することが可能であつたか否かという問題である。これはまだ明確になつていない近江京大津宮や倭京淨御原宮の構造を考える場合に、それらが難波より時期的に後代に屬するにかかわらず、難波は特別であるとして、必ずしも難波にとらわれないでよいかどうかという問題なのである。淨御原宮の構造については別に論じたいと思つてゐるが、朝廷における拜禮に關して、日本古來の跪禮・匍匐禮を難波朝廷において敢然と立禮に改めようとしたにも拘わらず、その後も容易に改正できなかったという事實などから推せば、⁷⁰⁾ あながちそうした可能性を否定することもできないように思う。

註

- (1) 諸橋轍次『大漢和辭典』卷三、「國」の解字の項参照。
 - (2) 駒井和愛「中國の都城」(『日本古代と大陸文化』所收)。
 - (3) 那波利貞「支那首都計畫史上より考察したる唐の長安城」(『桑原博士還曆記念東洋史論叢』所收)。鄭都南城の理解は後述の私説とやや異なる。
 - (4) 前掲駒井和愛「中國の都城」。
 - (5) 森鹿三「北魏洛陽城の規模について」(『東洋學研究』歴史地理篇所收)。
 - (6) 原田淑人・駒井和愛「東京城」(『東方考古學叢刊甲種五』、鳥山喜一・藤田亮策『間島省古蹟調査報告』、三上次男「渤海國の都城と律令制」(『日本の考古學』七歴史時代(下)など)。
 - (7) 岡崎敬「隋・大興・唐・長安城と隋唐・東都洛陽城―近年の調査成果を中心として―」(『佛教藝術』五一)。
 - (8) 平安京の坊名は長安城・洛陽城の坊名からとったものがほとんどであるが、必ずしも左京洛陽・右京長安とはなっていない。坊名は『掌中歴』による。
- 長安城 洛陽城 未詳
- | | | | |
|----|-----------|------------|---------|
| 左京 | 永昌坊・崇仁坊 | 教業坊・宣風坊・淳風 | 桃花坊 |
| | | 坊・安寧坊・陶化坊・ | |
| | | 銅駝坊 | |
| 右京 | 永寧坊・宣義坊・光 | 豐財坊・饒財坊・銅駝 | 延嘉坊・開建坊 |
| | 德坊 | 坊 | ・桃花坊 |
- (9) 『拾芥抄』(京程)には「東京號洛陽城、西京號長安城」とあり、『帝王編年記』(十二桓武)にも「東京愛宕郡、又謂左京、唐名洛陽、西京葛野郡、又謂右京、唐名長安」とある。
 - (10) 『日本紀略』弘仁九年四月庚辰條。
 - (11) 『續日本紀』神護景雲三年正月丁丑條。なお名稱とは別に平城宮が東へ逆し字形に張り出している形は、唐の洛陽城が宮城・皇城の東に東城と含嘉倉城を同じような形でもっていることを想起させる。

(12) 岸俊男「遺存地割・地名による平城京の復原調査」(『平城京朱雀大路發掘調査報告』所收)。

(13) 『三代實錄』貞觀三年七月廿八日條、延曆七年十一月十四日付六條令解・延喜十二年七月十七日付七條令解・延長七年六月廿九日付七條令解(『平安遺文』一四・二〇七・二三二號)など。

(14) 九條坊門小路は唐橋小路ともいう。

(15) 同じことは『三代實錄』貞觀四年三月八日丙子條に、「太政官處分、令左右京職朱雀路每坊門置兵士一人、番掌護、左右兵衛行夜、兵衛等毎夜巡檢兵士直番」とある。

(16) この記事から各坊門がかなり大きな門であったことが推されるが、『小右記』治安三年六月十一日條には「上達部及諸大夫令曳法成寺堂礎、或取宮中諸司石、神泉苑門并乾臨閣石、或取坊門羅城門左右京職寺々石云々、可嘆可悲、不足言」とあって、法成寺建立のため坊門の礎石を轉用したことが知られる。

(17) 官見に入つた修理左右坊城使の史料を列挙しておく。

弘仁九・

應停修理左右坊城使置修理
『類聚三代格』
卷四、太政官符

天長四・六・廿三

件坊城依檢破損使散位從五位
下伴宿禰嗣枝等勘定、無損之處
具付京職、修理功畢之處、職
更檢領、
『類聚三代格』
卷十二、齊衡二
年九月十九日太
政官符所引太政
官符清原夏野宣

天長八・十二・九

應左右坊城使并侍從厨防鴨河
葛野河兩所五位以下別當四年遷
替兼責解由事
『類聚三代格』
卷五、太政官符

承和六・三・十五

修理坊城使員左右各二員、今省
定置各一員、
『續日本後紀』
仁壽二・三・廿
奉勅停修理左右坊城使
『類聚三代格』

木工寮、宜官物一事已上受領、

卷十二、齊衡二

年九月十九日太

政官符所引、太

政官符

齊衡二・九・十九 應修理坊城非理之損事

『類聚三代格』

卷十二、太政官

符

貞觀十五・十・十

勅、左右坊城使仁壽二年既

從停廢、隸木工寮、今彼

寮作事繁多、難耐兼濟、

宜復舊置之

『三代實錄』

貞觀十五・十・十六 任左右宮城使判官主典等、

『三代實錄』

(18) 同じく『延喜式』(左京職)にも「凡大路建門屋者、三位已上及參議

聽之、雖身薨卒、子孫居住之間亦聽、自餘除非門屋、不在制限、其

城坊垣不聽開」とある。なお『續日本紀』天平三年九月戊申條、および

『三代實錄』貞觀十二年十二月廿五日壬寅條參照。

(19) 『平安遺文』四一―一三八號。

(20) 福山敏男「唐長安城の東南部―呂大防長安圖碑の復原―」(『古代學』二

―四)など。

(21) 前掲岸俊男「遺存地割・地名による平城京の復原調査」、『日本後紀』弘

仁元年九月己酉條に、東國に向おうとした平城太上天皇が兵に遮られてそ

こから平城宮に引き返えしたとある大和國添上郡越田村の地である。なお

『大和名所圖會』に「堀川院百首」を引いて掲げる永井池もこの池のこと

であろう。

(22) 曲江池についてはたとえば「人生七十古來稀」の句を含む杜甫の曲江を

詠じた詩二首がある。

(23) 幸

御

皇后宮 天平二・正・十六、天平九。

十二・廿七、

松林宮 天平十・正・十七(松林)

天平二・三・三(松林宮)、天平

大藏省 寶龜三・六・卅、寶龜七

七・五・五(北松林)

・九・廿、

天平十・七・七、

東院 神護景雲元・二・十四、

天平勝寶六・正・七、神護景雲

元・正・十八・神護景雲三・正

・八(東内)、神護景雲三・正・

十七、

大學 神護景雲元・二・七、

(24) 『續日本紀』天平十七年五月乙亥條。

(25) 『唐兩京城坊攷』卷二、「長安志」卷七。

(26) 『洛陽伽藍記』卷一によると、國子學は閭闔門の南、御道の東ぞいで司

徒府と宗正寺の間にあった。

(27) 詳細は岸俊男「日本の宮都と中國の都城」(上田正昭編『都城』所收)。

(28) 奈良縣教育委員會『藤原宮』(奈良縣史跡名勝天然記念物調査報告二五)。

(29) 奈良國立文化財研究所『飛鳥藤原宮發掘調査出土木簡概報』二。

(30) 『歷代宅京記』卷十二所引の鄴中記に、「宮東西四百六十步、南北連後

園、至北城、合九百步」とある。

(31) 『日本書紀』天武十四年十一月戊申條には、冬至に白錦後苑に幸したこ

とがみえ、顯宗元・二・三年には三月上巳に後苑に幸して、曲水の宴を催

したと記されている。

(32) 今泉隆雄「所謂平城京市指圖について」(『史林』五九―二)。

(33) 奈良國立文化財研究所『奈良國立文化財研究所年報』一九七六。

(34) この實測圖は明治七年實測に着手され、翌年には原圖が完成したらしい。

(35) 岸俊男「難波―大和古道略考」(『小葉田淳教授退官記念國史論集』所

收)。

(36) 『日本書紀』仁德十四年條には「是歲作大道於京中、自南門直指之、

至「丹比邑」とある。

- (37) 澤村仁「難波京について」(『難波宮址の研究』六)、藤岡謙二郎「古代の難波京城を中心とした若干の歴史地理的考察」(『織田武雄先生退官記念人文地理學論叢』所收)。

- (38) 中尾芳治「難波宮と難波京」(上田正昭編『都城』)には長山雅一氏説・木原克司氏説が圖示されている。

- (39) 中山修一「長岡京」(『歴史公論』一〇)。

- (40) 攝津職については、利光三津夫「攝津職の研究」(『律令及び令制の研究』所收)・坂元義種「攝津職について」(『待兼山論叢』二)などがある。

- (41) 正倉院文書天平廿年四月廿五日寫書所解(『大日本古文書』三・七八)に「攝津國西城郡美努郷戸主春日部荒熊」「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」に「合處處庄拾陸處……攝津國一處 在西城郡長溝郷庄内地二町 東田

西海即船津 南百姓家 北路之限」とあり、さらに『行基年譜』(『續々群書類從』三史傳部)に引く「天平十三年記」にも「白鷺嶋堀川長百丈廣六十丈深九尺在已上西城郡津守里」など五か所にすべて「西城郡」とみえる。これらはすべて西生(成)郡に關する初期の史料なので、井上光貞氏も指摘することく、はじめ西城郡といひ、天平末年ごろから西成、ついであるいは西生と書くようになったのであろう(井上光貞「行基年譜、特に天平十三年記の研究」(竹内理三博士還曆記念會編『律令國家と貴族社會』所收)。さらに私はこれは西城郡のみでなく、史料はないが、東城郡にも共通し、その「城」とは『日本書紀』天武五年是年條などみえる「新城」の「城」と同じく都城の意でないかと考えるが、その考察は別稿にゆずりた

- (42) 岸俊男「記紀・万葉集のミヤコ」(『日本歴史』三三三)。

- (43) 前掲坂元義種「攝津職について」。

- (44) 前掲利光三津夫「攝津職の研究」。

- (45) 難波京存續期間中の史料に現われる郷名は、東生郡―酒人郷、西生郡―長溝郷・美努郷、百濟郡―東郷・南部郷である。池邊彌『和名類聚抄郷名

考證』參照。

- (46) 『日本書紀』欽明二十二年是歲條(難波大郡)・敏達二十二年是歲條(小郡)・推古十六年九月乙亥條(難波大郡)・舒明二年是歲條(難波大郡)など。

- (47) 概測すれば、藤原宮の場合は、大極殿門―朱雀門間が約四五四mで、朝堂院南北長が約三一五mであるから、朝堂院南門と朱雀門間の距離は一三八mとなる。これに對し前期難波宮の場合、SB一八〇一が宮の中心にあるとすれば、その中心から朝堂院南門までの距離は六一・三八m十二八一・六九m二三四三・〇七mとなり、宮域が藤原宮と同じと假定すれば、朝堂院南門と朱雀門間の間隔は一一〇mとなる。

- (48) 前掲中尾芳治「難波宮と難波京」は難波宮の現在の問題點を要説している。

- (49) 岸俊男「朝堂の初步的考察」(『檀原考古學研究所論集―創立三十五周年記念』所收)、同「都城と律令國家」(『岩波講座日本歴史』二)、前掲同「日本の宮都と中國の都城」。

- (50) 中庭の用例について、『延喜式』大舍人寮追難條にみえる中庭は内裏のそれをさすが、式部下考問條の中庭は朝堂院のそれをいう。平安宮では内裏と朝堂院が分離しているので用法はやや異なる。

- (51) 『大唐六典』卷七、工部員外郎條。

- (52) 『資治通鑑』唐紀、太宗貞觀二十年十月條。

- (53) 關見「鍾匱の制と男女の法」(『歴史』三四)參照。『資治通鑑』唐紀則天武后垂拱二年三月條には、「初置匱於朝堂、有進書言事者、聽投之由、是人間善惡事多所『知悉』」とある。

- (54) 前掲岸俊男「朝堂の初步的考察」。

- (55) なお『續日本紀』天平十二年正月丁巳條にも、中宮閣門に御して渤海使己珙蒙らが本國の樂を奏し、これに對して帛綿を賜わったことがみえる。

- (56) 前掲岸俊男「朝堂の初步的考察」、同「都城と律令國家」。

- (57) 直木孝次郎「大極殿の起源についての一考察―前期難波宮をめぐる

「『人文研究』二五—一、『飛鳥・奈良時代の諸問題』所收。

59 中尾芳治「前期難波宮をめぐる諸問題」(『考古學雜誌』五八一—二)。

60 村田治郎「郡都略考」(『建築學研究』八九)。「晋書」卷百六に太武殿基

が東西七五歩、南北六五歩とあるのは、太武殿が東西棟の建物であったことを示すというから、「東西大武二殿」は太武殿と東西二殿の意であろう。

61 『歴代宅京記』卷十二所引の「郡中記」に、「閭闔門之内有太極殿」とある。

62 前掲村田治郎「郡都略考」参照。なお『歴代宅京記』も太極東堂・太極

西堂が太極殿の東西にあったとするが、典拠は示していない。

63 日本における前殿の用例にはつぎのようなものがある。

淨御原宮

前殿(持統三・正・朔、萬國に朝す)

平城宮

西宮前殿(天平神護元・正・朔、朝賀)(神護景雲二・十一・廿二、新

嘗豊樂)

前殿(神護景雲三・正・三、法王道鏡に賀拜)(寶龜七・正・朔、五位

以上に賜宴)(寶龜七・四・十五、遣唐使に節刀を賜う)(寶龜八・正・

朔、五位以上に賜宴)(寶龜八・正・十六、次侍従に賜宴)。

長岡宮

前殿(延暦七・正・十五、皇太子元服)

平安宮

前殿(延暦十六・正・朔、侍臣以上に賜宴)(延暦十六・十・八、啄木

鳥)(延暦十八・正・朔、侍臣に賜宴)(延暦廿三・正・朔、次侍従以

上に賜宴)(延暦廿四・十・廿八、讀經)(大同元・正・朔、次侍従以

上に賜宴)(大同元・二・廿三、設齋)(大同二・四・朔、宴飲)、(大

同四・正・朔、五位以上に賜宴)(弘仁二・九・九、曲宴)(弘仁三・

正・朔、侍臣に賜宴)(弘仁五・正・朔、侍臣に賜宴)(弘仁六・正・

朔、侍臣に賜宴)(弘仁七・正・二、侍臣に賜宴)(弘仁八・正・朔、

次侍従以上に賜宴)(弘仁九・正・朔、侍臣に賜宴)(弘仁九・四・廿七、仁王經を講ず)(弘仁十・正・朔、侍臣に賜宴)(天長一・正・三、侍臣に賜宴)

これらの用例からみて、前殿は宮の正殿をさすものとみれば、平城宮では内裏正殿、したがって平安宮ではのちの紫宸殿をさすとみられる。故に宮において内裏正殿と太極殿が未分化のときには、太極殿を前殿とみることができよう。

64 難波宮址顯彰會『難波宮跡研究調査年報』一九七二。

65 『長安志』卷六、『唐兩京城坊攷』卷一によると、『永樂大典』に載せる

閣本太極宮圖は鐘樓を東、鼓樓を西とする。

66 書直縣が舒明天皇の死に對して百濟から遣わされた弔問使のもとに赴き、その消息を聞いているところからすれば、百濟の言語を解することもできたのであろうか(『日本書紀』皇極元年二月戊子條)。

67 『元興寺伽藍緣起并流記資財帳』に收める塔露盤銘には山東漢大費直麻高垢鬼・意等加斯、『法王帝説』に載せる天壽國續帳銘には東漢末賢、法隆寺金堂廣目天像光背銘には山口大口費(白雉元年紀に千佛像を刻むとみえる)の名がそれぞれみえる。

68 瀧川政次郎『律令時代の農民生活』、なお虎尾俊哉『班田收授法の研究』参照。

69 山本達郎「敦煌發見計帳様文書殘簡—大英博物館所藏スタイン將來漢文文書六一三號—」(『東洋學報』三七—一・三)、曾我部靜雄「西涼及び兩魏の戸籍と我が古代戸籍との關係」(『法制史研究』七、『律令を中心とした日中關係史の研究』所收)、仁井田陞「敦煌發見の中國の計帳と日本の計帳」(『中國法制史研究』二二)土地法・取引法所收、など。

70 前掲岸俊男「朝堂の初步的考察」。